

第 28 回太子町農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 4 月 21 日 (火) 午前 9 時 30 分

開催場所 太子町役場行政棟 3 階ホール

出席委員 農業委員 (13 名)

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1 番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2 番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3 番委員 | 新 | 多恵 |
| 4 番委員 | 大西 | 正美 |
| 5 番委員 | 山田 | 幸雄 |
| 6 番委員 | 森川 | 徹夫 |
| 7 番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 9 番委員 | 倉橋 | 輝明 |
| 10 番委員 | 塚原 | 栄一 |
| 11 番委員 | 檜皮 | 由美 |
| 12 番委員 | 長谷川 | 秀人 |
| 13 番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 14 番委員 | 廣岡 | 正義 |

農地利用最適化推進委員 (7 名)

- | | |
|-----|----|
| 北川 | 智一 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 八木 | 正実 |
| 佐々木 | 茂美 |
| 菅原 | 清隆 |
| 玉田 | 隆良 |
| 森川 | 明久 |

欠席委員 農業委員 8 番委員 朝生 憲敏 (1 名)

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 栗岡 | 秀成 |
| 事務局員 | 出田 | 貴樹 |
| 事務局員 | 藤澤 | 寛将 |

事務局 定刻になりましたので、第 28 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 28 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については、太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、5 番山田幸雄委員及び 6 番森川徹夫委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 9 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 4 件、4 条申請 1 件、5 条申請 1 件、非農地証明願が 1 件、最適化活動の目標の設定について、となります。

議 長 まず、受付番号 224 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：224、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町松ケ下 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：583 ㎡。譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲受人と譲渡人の父は昔から親交があり、これまでも譲渡人の父から依頼を受け、譲受人が申請地を管理していましたが、譲渡人が大阪府茨木市在住のため、このたび所有権移転の話を持ち掛けたところ、譲受人が承諾したことで申請に至っています。

譲受人は、利用権を使用し、田 7,439 ㎡、畑 1,367 ㎡、合わせて 8,806 ㎡の農地を耕作しています。譲受人は高齢ですが、娘さんが近くに居住していることから、一緒に営農する計画になっています。申請地では果樹園、野菜を作付け予定で、耕作機械については、草刈り機 1 台、軽トラックを 1 台所有しており、農薬や除草剤の使用方法は、地域の防除基準に基づき使用し、水利費の支払い及び水路、農道の清掃や補修は農会の決定に従うことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川委員 申請地は、龍田小学校から東へ[]のところに位置しています。

譲渡人の[]は、太子町阿曾に住んでいた父親から相続され、現在は大阪府茨木市に在住しており農地の管理が難しいため、父親と親交のあった譲受人の[]に譲渡することで話がまとまり、申請に至っています。

譲受人は、太子町内でサンショウを栽培や野菜作りなどもしており、申請地では、譲受人の近所に住む娘夫婦に手伝ってもらいながら、柑橘類やモモをメインに野菜なども作付けすることを確認しています。

以上のことから、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次の受付番号 225 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：225、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町立岡[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,631 m²。譲受人：[]、譲渡人：[]となっています。

譲渡人は体調を崩したことにより、通院している病院の近くに引っ越しするにあたり、自宅と農地の管理が困難になったため、自宅と農地を合わせて不動産屋へ売買を依頼していたところ、譲受人が購入することで申請に至っています。

譲受人は、新規就農者になります。申請地は長年にわたり、保全管理を行っている田であったため、土壌改善を行いながらサツマイモを作付し、将来的にはイチゴ、ニンニク、ジャガイモなど色々な野菜を作付する計画を立てています。

耕作機械は、軽トラックを所有し、知人からトラクターを借りて、アドバイスを受けながら営農していくこと、また、立岡自治会の農区長と面談し、地域の溝清掃、会合に参加し営農していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議長

八木委員

申請地は、立岡交差点から南西に[]に位置し、調整区域になります。譲受人は、実家の農業の手伝いや家庭菜園程度の新規就農者になります。農区長や知人からアドバイスを受けながら営農し、トラクターは知人から借りると聞いています。農作業従事者は、譲受人と譲受人の主人、また会社経営していることから、従業員も従事し、申請地ではサツマイモを作付し、将来的にはイチゴ、ニンニク、ジャガイモなどを計画しています。

議受人から色々と聞き取りした際、やる気が十分感じ取れましたので、問題ないと思います。以上のことから、ご審議よろしく申し上げます。

議長

委員一同

議長

委員一同

議長

議長

事務局

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、現在、大阪府と兵庫県伊丹市に在住しているため農地管理に困っていたこと、一方、譲受人は農地を拡大したい思いがあったことで話がまとまり、3条申請に至っています。しかし、老原[]と老原[]の農地は、[]が農作業従事者

託を受けている農地で、今後、ほ場整備事業の予定地であることから、譲受人はほ場整備事業に同意をし、[REDACTED]との話し合いも終えています。

譲受人は町内に自作地 14,497 m²の農地を所有し、レモン、サンショウ、シナモンなどを作付けしています。申請地の老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] ではレモンを植え付ける計画と申請地老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] では水稻をする計画です。しかし、譲受人が高齢であるため、今後の自作地の管理面が懸念されますが、現在も同居している息子、会社の従業員と一緒に営農していることから、問題なく営農ができることを聞き取りしています。

耕作機械はトラクター、草刈機、軽トラックを所有し、田植機をリースしています。引き続き周辺地域に協力して、会合に参加していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

松本委員

申請地の老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] の畑は、昨年まで地元の方が利用権を設定して作物を作っていました。また、老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] の田は、[REDACTED] が管理し、小麦と大豆を耕作しています。

譲渡人は、伊丹市と大阪市に在住で、遠方に住んでおり、農地の管理が出来ないことから以前から手放したいとの意向がありました。

譲受人の [REDACTED] は、農地を 14,497 m² 所有しており、耕作機械はトラクター、草刈り機など所有しています。

このたび、譲渡人が譲受人に農地管理の相談をしたところ、譲受人が了承したことで申請に至っています。

申請地の老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] の畑では、レモンを作付けする計画です。

一方、老原 [REDACTED] と老原 [REDACTED] の田については、現在、石海中部ほ場整備事業の対象地であり、譲受人と [REDACTED] の間で、ほ場整備事業に賛同する仮同意契約を結び、今後は、両方で小麦と大豆を耕作していく予定です。

以上のことから、申請地を効率的に利用する計画があること、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないという許可基準を満たしていると判断します。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次の受付番号 227 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：227、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町竹広[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：1,309 m²。太子町[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：39 m²。譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲渡人は相続により申請地を管理することになりましたが、明石市に在住のため、農地管理ができないこと、申請地の所有者は太子サンショウ研究会の会員でサンショウを栽培していたため、同じく太子サンショウ研究会の会員である譲受人が引き続きサンショウを栽培していくことで話がまとまり、申請に至っています。

譲受人は太子町内に自作地 14,497 m²の農地を所有し、レモン、サンショウ、シナモンなどを作付けしています。今回の申請地では、すでに耕作しているサンショウを引続き営農していきます。譲受人が高齢であるため、今後の自作地の管理面が懸念されますが、現在も同居している息子、会社の従業員と一緒に営農していることから、問題なく営農ができることを聞き取りしています。

耕作機械はトラクター、草刈機、軽トラックを所有し、田植機をリースしています。引き続き周辺地域に協力して、会合、溝清掃に参加していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 申請地は、石海小学校から南東に[REDACTED]に位置し、現在はサンショウの栽培をしている畑です。

譲渡人は母親から相続により申請地を取得しましたが、住居は明石市、現在は岡山県に単身赴任しており、農地管理が困難なことから、引き取り手を探していたところ、譲受人がサンショウ作りをしていくことで申請に至っています。

譲受人は、[REDACTED]の東側の農地でもサンショウ栽培しており、耕作機械は

一式所有しています。同居している息子さん、従業員も農業に従事していることから、申請地では引き続きサンショウを栽培していくことを面談にて確認しています。以上のことから、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次の受付番号 228 番の 4 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：228、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 4 条申請、農地の所在：太子町広坂■■■■■の一部、登記地目：畑、現況地目：雑種地、面積：290 m²の内 156 m²。転用目的：貸露天駐車場用敷地となっています。
申請地南側に居住している■■■■■が所有する自動車の駐車スペースがなく困っていることについて相談を受け、平成元年から農地の一部を貸露天駐車場として提供し、車両を 5 台駐車しています。このたび、現況と登記を合わせるため、4 条申請に至っています。申請地は住宅、事業の用に供する施設等が連たんする区域になることから、第 3 種農地と判定される見込みです。また、転用目的が露天駐車場であるため、都市計画法の手続きは不要です。残りの農地については、引き続き耕作していきます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請地は、広坂自治会内の■■■■■に位置する住宅に囲まれた 290 m²の農地になり、農地の約半分が同じ隣保の住人が使用する無許可による露天駐車場になっていることから、是正するため本申請に至っています。

経緯については、申請者の■■■■■が、孫の地縁者住宅を建建築するために申請に必要な「農家証明」の交付を受けるに当たって、その許可要件として「所有する全ての農地を適切に管理していること」が必要であるが、今回申請の農地の半分弱が同じ隣保の住人が使用する無許可による露天駐車場になってい

ることから、これを是正するため今回の転用申請に至ったものです。

申請地は住宅に囲まれた農地になり、第 3 種農地の見込であること、転用部分以外の残りの農地として使用し、野菜、トマト、オクラ、トウモロコシ、カキを栽培していること、隣接する農業用水路には影響がないこと、駐車場として使用してから約 40 年になりますが、近隣から苦情はないことを確認しました。

以上のことから、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 貸露天駐車場となる許可条件を教えてください。

事務局 貸露天駐車場の許可条件として、申請地が需要のある駐車場であるかを確認するために、駐車場の契約書等の提出を求めています。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

議 長 次の受付番号 229 番の 5 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：229、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町原■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：86 m²。転用目的：露天駐車場用敷地となっています。

本案件は譲受人が自己の所有する駐車場として申請地の所有権を移転し、転用するための 5 条申請です。

譲受人は申請地の隣接地で自己所有する駐車場があるが、面積が足らず家族や親戚が駐車できるスペースとしては不足を感じていたため、長年、譲渡人に申請地を譲って欲しい旨の話をしていました。一方譲渡人は高齢のため農地の維持管理をしていくことが難しくなったため今回、譲渡人が売買を了承したことで話がまとまり申請に至っています。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

一方、譲渡人は高齢により畑ができなくなり、譲受人から駐車場にしたい要望があったことを了承したことで申請に至っています。

議長　ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

議長　この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

事務局 受付番号：230、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町広坂[REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：426 m²。願出人：[REDACTED]となっています。

申請地は、昭和 36 年以前に願出人の父が農地転用の手続きを怠り、倉庫を建築し、現在に至っています。昭和 55 年の航空写真において、建築物があることを確認しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請の経緯は事務局の説明のとおり、「農家証明」の交付を受けるに当たり、登記上の畑にもかかわらず、倉庫が建っていることを是正するために非農地証明願となっています。

願出地は、昭和 36 年には既に建物が建っていたこと、周辺は住宅が密集する住宅地域で周辺農地の営農に影響がないこと、自治会長及び水利代表の同意があることなどから「非農地」としての判断に問題はないと考えます。以上のことから、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、非農地として証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、非農地として証明すると決定します。

議 長 続きまして、最適化活動の目標の設定等について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：231、最適化活動の目標の設定等につきまして、
先月の定例総会で決定しました「太子町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び太子町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、令和 8 年度末までに目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行います。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の目標等を設定し、公表することとなっています。

本案件につきましては、この目標案の決定についてご審議いただくものです。

～ 事務局目標案説明～

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、事務局からの説明のとおり、決定してよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
以上をもちまして、第 28 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(5 番山田幸雄委員)

山田幸雄

議事録署名委員
(6 番森川徹夫委員)

森川徹夫